

社会福祉法人邦知会グレイス広沢
介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人邦知会が開設するグレイス広沢（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業【介護予防訪問介護相当サービス】（以下併せて「事業」という。）の適切な運営を保持するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者または総合事業対象者（以下「支援者等」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人 邦知会 グレイス広沢
- 二 所在地 群馬県桐生市広沢町6丁目307-11

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 二 サービス提供責任者 3名以上
サービス提供責任者は、事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術的指導、訪問介護計画の作成等を行う。
 - 三 訪問介護員等 15名以上
訪問介護員は、サービスの提供に当たる。
- 2 従業者の配置人数については、関係法令等に従い、最低認可基準以上の人数を配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、原則として国民の休日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 訪問型サービス (Ⅰ)
- 二 訪問型サービス (Ⅱ)
- 三 訪問型サービス (Ⅲ)

(利用料等)

第7条 利用料等については、別表に定めるとおりとする。

費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、桐生市(新里町、黒保根町を除く)、みどり市、足利市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、サービスの提供を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第11条 事業所は、提供した介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 四 責任者の設置

2 事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第13条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け

るものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修

二 継続研修

2 事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人邦知会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表 第7条関係
利用料の額（総合事業）

内 容	金 額
法定代理受領サービス	厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額
総合事業	各市の定める額